

陸上自衛隊達第103-1号

教範に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第34号）第8条の規定に基づき  
教範類に関する達の全部を改正する。

平成13年3月16日

陸上幕僚長 陸将 中谷 正寛

## 教範類に関する達

改正 平成16年3月29日達第103-1-1号 平成18年3月24日達第103-1-2号  
平成19年3月23日達第103-1-3号 平成21年3月17日達第103-1-4号  
平成22年3月26日達第103-1-5号 平成27年9月25日達第103-1-6号  
平成29年3月27日達第103-1-7号 平成30年3月27日達第103-1-8号  
平成31年3月27日達第103-1-9号 令和2年3月31日達第103-1-10号  
令和3年3月30日達第103-1-11号 令和4年3月28日達第103-1-12号  
令和5年5月24日達第103-1-13号 令和6年3月21日達第103-1-14号

## 目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 教範類の編さん(第4条-第12条)
- 第3章 教範類審議委員会(第13条-第20条)
- 第4章 訓練資料審議委員会(第21条-第27条)
- 第5章 雑則(第28条・第29条)

## 附則

- 別紙第1 教範類の体系
- 別紙第2 教範類の分類及び内容
- 別紙第3 新たに作成又は改正する教範類の体系
- 別紙第4 新たに作成又は改正する教範類の階層及び内容
- 別紙第5 教範類審議委員会、訓練資料審議委員会及び分科会の委員
- 別表 起草担任区分、作成区分及び教範類の番号

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、教範類の作成等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

- (1) 教範類 教範及び訓練資料をいう。
- (2) 訓練資料 次のア、イの一に該当する教範に準ずる教育訓練の資料で、教育訓練研究本部長及び教育訓練研究本部長の承認を得て起草機関の長が作成するものをいう。
  - ア 教範の内容を補足するもの
  - イ 教育訓練に関して特に参考となるもの
- (3) 起草機関 教範類の起草を行う次に掲げる部隊等をいう。
  - ア 教育訓練研究本部
  - イ 学校（幹部候補生学校及び高等工科大学を除き、自衛隊体育学校を含む。）
  - ウ 空挺教育隊、水陸機動教育隊、国際活動教育隊、特殊作戦群、冬季戦技教育隊及び中央音楽隊
  - エ その他特に陸上幕僚長から命ぜられた部隊等
- (4) 起草協力機関 起草機関に対して、教範類の一部の起草、意見の提出又は資料の提供等の協力を行う部隊等をいう。
- (5) 関係起草機関 起草機関及び起草協力機関をいう。

（教範類の分類及び体系）

第3条 教範類は、「野外令」、「指揮幕僚業務教範類」、「部隊別教範類」、「機能別教範類」及び「作戦別教範類」に分類し、その体系は別紙第1のとおりとする。

- 2 前項に規定するそれぞれの分類に属する内容は、別紙第2のとおりとする。
- 3 新たに作成又は改正する教範類は、4つの階層に分類するものとし、その体系は別紙第3のとおりとする。
- 4 前項に規定する教範類の内容は、別紙第4のとおりとする。

## 第2章 教範類の編さん

（起草担任区分及び作成区分）

第4条 起草機関の起草担任区分、教範類の作成区分及び教範類の番号は、別表のとおりとする。

（長期的整備要領案等）

第5条 教育訓練研究本部長は、おおむね5年間における教範整備に関する方針、整備順次等及び次の各号に掲げる事項のうち、必要な内容を含む長期的整備要領案について起草機関（教育訓練研究本部を除く。）及び陸上幕僚監部と調整して作成し、毎年度11月末日までに陸上幕僚長に報告するものとする。

- (1) 教範の名称

- (2) 起草を必要とする理由
  - (3) 陸上幕僚長から示される前提又は設想
  - (4) 起草上特に重視する事項
  - (5) 報告時期
  - (6) 陸上幕僚監部との協力要領
  - (7) 関係起草機関との協力要領
  - (8) その他必要な事項
- 2 前項の規定は、起草機関の長による訓練資料の長期的整備要領の作成について準用する。この場合において、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、作成した長期的整備要領案を教育訓練研究本部長に報告するものとする。
  - 3 教育訓練研究本部長は、次年度起草開始予定の教範に係る研究について、研究要領に係る要望がある場合は、関係起草機関（教育訓練研究本部を除く。）等と調整し、毎年度11月末日までに陸上幕僚長に上申するものとする。
  - 4 陸上幕僚長は、陸上自衛隊研究開発指針において、教育訓練研究本部長に対し、教範の長期的整備要領を示す。
  - 5 教育訓練研究本部長は、陸上自衛隊研究開発指針により、教範案の作成又は改正を命ぜられた場合は、教範ごとに第1項に掲げる事項のうち、必要な事項を年度の研究開発計画として定めるものとする。
  - 6 教育訓練研究本部長は、訓練資料を作成又は改正する場合は、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）に対し、前項に準じて年度の研究開発計画により示す。
  - 7 陸上幕僚長は、陸上自衛隊研究開発指針によらず、教範類を作成又は改正する必要が生じた場合には、教育訓練研究本部長に対して教範類案の作成又は改正を命じることができる。この場合において、教育訓練研究本部長は、別表に基づき教範案を作成又は改正するとともに、必要に応じ教範ごとに第1項に掲げる事項のうち必要な事項を研究開発計画として定め、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）に対して教範案の作成又は改正に対する協力を指示する。

（教範の起草要領の承認に係る事項）

第6条 教育訓練研究本部長は、次の各号に掲げる事項を記載した起草要領を作成し、起草を開始した年の11月末日までに陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

- (1) 教範の名称及び取扱区分
- (2) 起草の目的及び記述範囲
- (3) 陸上幕僚長から示された前提又は設想及び起草上の重視事項並びにそれ以外に必要な前提又は設想及び起草上の重視事項

- (4) 記述の体系（編・章・節等）及び記述内容の概要
- (5) 起草協力機関
- (6) 業務予定表
- (7) その他必要な事項

2 教育訓練研究本部長は、前条第7項の規定により教範を作成又は改正する場合は、教範の起草要領を速やかに陸上幕僚長に報告するものとする。

（訓練資料の起草計画の作成及び承認に係る事項）

第7条 起草機関の長が別表に示す訓練資料を作成又は改正する場合は、教育訓練研究本部及び起草協力機関と調整し、次に掲げる内容を含む起草計画を作成するものとする。

- (1) 訓練資料の名称及び取扱区分
- (2) 作成又は改正を必要とする理由
- (3) 起草の目的及び記述範囲
- (4) 記述の前提及び設想の基本となる事項
- (5) 記述の体系（編・章・節等）及び記述内容の概要
- (6) 起草協力機関
- (7) 業務予定表
- (8) その他必要な事項

2 前項の場合において、起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、作成した起草計画について、教育訓練研究本部長の承認を受けるとともに、必要に応じ、富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。

3 起草機関の長は、研究開発計画によることなく訓練資料を作成又は改正する必要がある場合は、速やかに第1項に準じて起草計画を作成するものとする。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 教育訓練研究本部長は、第1項若しくは第3項の規定により自ら作成又は改正し、又は第2項若しくは第4項の規定により承認した起草計画を陸上幕僚長に通知するものとする。

（起草の実施）

第8条 起草機関は、起草実施の間、起草協力機関に資料を送付し当該起草協力機関に直接関係のある具体的事項について意見を求めるものとする。

2 教範類の記述要領については、別に示すところによる。

（教範案の作成報告）

第9条 教育訓練研究本部長は、教範案を陸上幕僚長に報告する。この場合において、番号、制定文、作成年月日、作成者、題名、前文及び目次については

それぞれ別様に整理する。（研定第3号）

- 2 教育訓練研究本部長は、前項の規定により教範案を報告した場合には、併せて、趣旨、基本的態度、前提、主要内容等を明らかにした編さん（改正）理由書案を陸上幕僚長に報告するものとする。（研定第3号）
- 3 教育訓練研究本部長は、第1項の規定により教範案を報告する場合には、同時にこれらの説明資料として、第6条の規定により報告した起草要領の記載事項（業務予定表は業務実施表とする。）及び教範の配布に係る意見を添えて、陸上幕僚長に報告するものとする。（研定第3号）
- 4 教育訓練研究本部長は、第5条第7項の規定により教範案を作成した場合は、第6条第1項の規定に準じ起草要領を添えて第2項に準じて教範案を陸上幕僚長に報告するものとする。（研定第3号）  
（起草機関の長が作成する訓練資料の作成報告）

第10条 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、自ら作成する訓練資料を作成した場合には、速やかに、前条第1項に準じて整理し、第7条の規定により報告した起草計画（業務予定表は業務実施表とする。）を添えて教育訓練研究本部長に報告するとともに、必要に応じ、富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。

- 2 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究開発計画によることなく訓練資料を作成した場合は、その都度、前条第1項に準じて整理し、第7条第3項の規定による起草計画を添えて教育訓練研究本部長に対して報告するものとする。
- 3 教育訓練研究本部長は、自ら訓練資料を作成した場合及び起草機関の長（教育訓練研究本部を除く。）から訓練資料作成に係る研究終了報告の報告を受けた場合には、その都度訓練資料を陸上幕僚長に通知するものとする。（研定第3号）

（教範の改正又は廃止）

第11条 教範の改正又は廃止は、陸上幕僚長が行う。

- 2 教育訓練研究本部長は、起草を担当した教範について改正又は廃止の要否を継続的に検討するものとする。
- 3 部隊等の長が教範の改正又は廃止を希望する場合には、教育訓練研究本部長に通知するものとする。
- 4 教育訓練研究本部長は、前項に規定する通知を受領した場合には、通知された内容について検討するものとする。
- 5 教育訓練研究本部長は、第2項及び前項の規定により、全部改正又は廃止が必要と認める場合はその旨を、一部改正が必要と認める場合については改正案文を添え、陸上幕僚長に上申するものとする。

(訓練資料の改正又は廃止)

- 第11条の2 訓練資料の改正又は廃止は、当該起草機関の長が審議により行う。この場合において、業務実施要領は、第10条第1項の規定を準用する。
- 2 起草機関の長は、起草を担当した訓練資料について改正又は廃止の要否を継続的に検討するものとする。
  - 3 部隊等の長が訓練資料の改正又は廃止を希望する場合には、起草を担当する起草機関の長に通知するものとする。
  - 4 起草機関の長は、前項に規定する通知を受領した場合には、通知された内容について検討するものとする。
  - 5 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、第2項及び第4項の規定により、訓練資料の改正又は廃止が必要と判断したときは、その内容について起草機関の意見を添えて速やかに教育訓練研究本部長に報告するとともに、必要に応じ、富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。
  - 6 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、研究開発計画によることなく訓練資料を改正した場合は、第10条第3項の規定に準じ起草計画を添えて教育訓練研究本部長に対して報告するとともに、必要に応じ、富士学校長（諸職種協同センター長気付）及び武器学校長に通知するものとする。
  - 7 教育訓練研究本部長は、作成した訓練資料の改正又は廃止を行った場合及び起草機関の長が作成する訓練資料の改正又は廃止の報告を受けた場合には、その都度その旨を陸上幕僚長に通知する。（研定第3号）

(教範類の試行案)

- 第12条 教範類の試行案（教範類として制定するまでの間試行するものをいう。）の作成、改正及び廃止の場合の業務実施要領は、教範類の場合に準ずる。

### 第3章 教範類審議委員会

(教範類審議委員会の設置)

- 第13条 教範類に関する事項を審議する機関として、教育訓練研究本部に教範類審議委員会を設置する。

(教範類審議委員会の組織)

- 第14条 教範類審議委員会は、委員長及び所要の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育訓練研究本部長をもって充てる。
- 3 委員は、別紙第5に掲げる者をもって充てる。起草機関等の委員は、起草機関の長及び起草機関等の長の指名する者とし、教範類審議委員会への参加範囲は、当該教範類の関係起草機関等とする。

(教範類審議委員会委員長等の任務)

- 第15条 委員長は、会務を統括する。

2 委員は、委員会の議事に参加する。ただし、第3章及び第4章に示す規準教範を審議する場合を除き、事前に調整した結果、合意及び当該委員長の了承を得たときは、委員会の議事へ参加しないことができる。

(教範類審議委員会の審議事項)

第16条 教範類審議委員会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 教範類の長期的整備要領案等
- (2) 教範の起草要領及び教育訓練研究本部長が作成又は改正する訓練資料の起草計画の内容に係る事項
- (3) 教範類案の内容、用語の統一等
- (4) 教範並びに教育訓練研究本部長が作成する訓練資料の作成、改正及び廃止に関する事項
- (5) 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）が作成する訓練資料の作成又は廃止に関する事項
- (6) その他陸上幕僚長の示す事項

(分科会の設置)

第17条 教育訓練研究本部長は、教範類審議委員会の下部組織として分科会を設置できる。

2 分科会の委員は別紙第5に掲げる者とする。

3 分科会において、分科会の委員において審議事項に関する合意を得られなくとも、分科会の長の判断により、審議を終了することができる。この場合において、分科会の長は必要に応じ審議結果を委員長に報告するものとする。

(調整会議の実施)

第18条 起草機関等の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、諸職種の運用上の整合を図るため、必要がある場合には、教範類審議委員会委員長に対し、調整会議の開催を求めることができる。

2 教範類審議委員会委員長は、調整会議において審議の最終的な議決を行い、必要に応じ陸上幕僚長に結果を報告するものとする。

(教育訓練研究本部長が起草した訓練資料案の審査)

第19条 教育訓練研究本部長は、起草を終えた訓練資料案を審査するものとする。

2 審査のための組織及び実施要領は、教育訓練研究本部長が定めるものとする。

(委任規定)

第20条 この達に定めるもののほか、教範類審議委員会の運営に関し必要な

事項は、教範類審議委員会委員長が定める。

#### 第4章 訓練資料審議委員会

(訓練資料審議委員会の設置)

第21条 訓練資料に関する事項を審議する機関として、起草機関（教育訓練研究本部を除く。）に訓練資料審議委員会を設置する。

(訓練資料審議委員会の組織)

第22条 訓練資料審議委員会は、委員長及び所要の委員をもって組織する。

2 委員長は、各起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）をもって充てる。

3 委員は、別紙第5に掲げる者をもって充てる。訓練資料審議委員会への参加範囲は、当該訓練資料等の関係起草機関等とする。

(訓練資料審議委員会委員長等の任務)

第23条 訓練資料審議委員会委員長は、会務を統括する。

2 委員は、訓練資料審議委員会の議事に参加するものとする。ただし、事前に調整した結果、合意及び当該委員長の了承を得たときは、訓練資料審議委員会の議事へ参加しないことができる。

(訓練資料審議委員会の審議事項)

第24条 訓練資料審議委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 訓練資料の起草計画に係る事項
- (2) 訓練資料の内容、用語の統一等
- (3) 訓練資料の改正及び廃止に関する事項

(分科会の設置)

第25条 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、訓練資料審議委員会の下部組織として分科会を設置できる。

2 分科会の委員は別紙第5に掲げる者とする。

(起草した訓練資料案の審査)

第26条 起草機関の長（教育訓練研究本部長を除く。）は、起草を終えた訓練資料案を審査するものとする。

2 審査のための組織及び実施要領は、当該起草機関の長が定めるものとする。

(委任規定)

第27条 この達に定めるもののほか、訓練資料審議委員会の運営に関し必要な事項は、訓練資料審議委員会委員長が定める。

#### 第5章 雑則

(印刷等に関する協力)

第28条 起草機関は、起草した教範類の印刷等に関して協力するものとする。

第21条の2 削る

(教範類総括表)

第29条 教育訓練研究本部長は、別表による教範類の起草担任区分、作成区分等について、年度末日までに陸上幕僚長（運用支援・訓練部訓練課長気付）に通知するものとする。

2 陸上幕僚長は、教範類の年度当初の状況等について、教範類総括表により示す。

附 則

1 この達は、平成13年3月27日から施行する。

2 教範審議委員会設置に関する達（陸上幕僚監部達第103-1号）は、廃止する。

附 則（平成16年3月29日陸上自衛隊達第103-1-1号）

この達は、平成16年3月29日から施行する。

附 則（平成18年3月24日陸上自衛隊達第103-1-2号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年3月23日陸上自衛隊達第103-1-3号）

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成21年3月17日陸上自衛隊達第103-1-4号）

この達は、平成21年3月27日から施行する。

附 則（平成22年3月26日陸上自衛隊達第103-1-5号）

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則（平成27年9月25日陸上自衛隊達第103-1-6号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日陸上自衛隊達第103-1-7号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第103-1-8号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月27日陸上自衛隊達第103-1-9号）

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日陸上自衛隊達第103-1-10号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日陸上自衛隊達第103-1-11号）

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日陸上自衛隊達第103-1-12号）

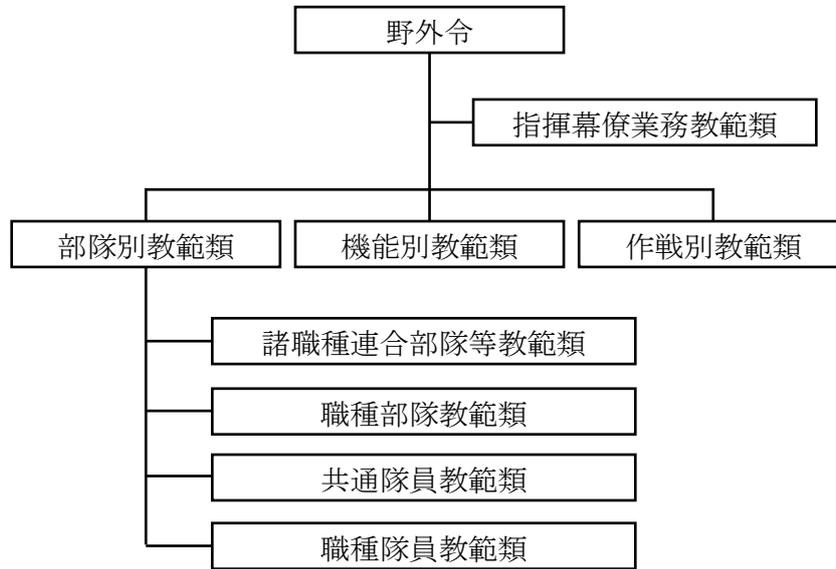
この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月24日陸上自衛隊達第103-1-13号）

この達は、令和5年5月24日から施行する。

附 則（令和6年3月21日陸上自衛隊達103-1-14号）  
この達は、令和6年3月21日から施行する。

教範類の体系

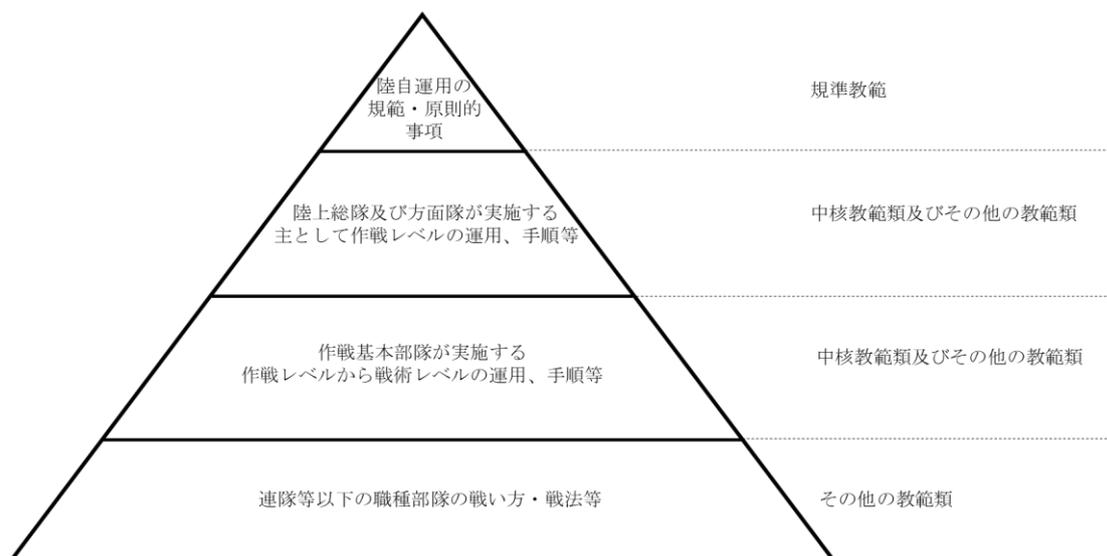


## 別紙第2（第3条関係）

## 教範類の分類及び内容

分類		内容
野外令		陸上作戦、部隊運用に関する陸上自衛隊の基本理念を内容とするものであって、全ての教範類の基準となるもの
指揮幕僚業務教範類		各級指揮官及び幕僚として必要な諸手続及び様式、又は諸見積（計画）に必要な諸元に関する事項を内容とするもの。ただし、下級指揮官又は特定の指揮官及び幕僚にのみ必要な手続き等で他の指揮官及び幕僚との調整上重要でない事項は含まない。
部隊別教範類	諸職種連合部隊等教範類	師団・旅団、空挺団等の諸職種連合部隊、後方支援部隊等の運用事項を内容とするもの
	職種部隊教範類	各職種ごとの特有機能の遂行要領に関する原則、具体的な運用事項、諸元等を内容としたもので、職種運用及び職種の個々の部隊の運用等に関するもの
	共通隊員教範類	隊員に共通する基礎的な戦技、操法、諸制式等に関する事項を内容とするもの
	職種隊員教範類	職種の戦技又は技術の実施要領、主要装備ごとの操法、諸制式等に関する事項を内容とするもの
機能別教範類		情報、兵站、衛生、人事、通信、教育訓練等のそれぞれの機能の組織、機能の基本的事項及び業務遂行要領を内容とするもの
作戦別教範類		対着上陸作戦等の陸上防衛作戦、空中機動作戦、遊撃行動等の作戦・戦闘に連携する行動、対空戦、対空挺・ヘリボン戦、電子戦等の各種脅威を対象とする作戦・戦闘及び山地、市街地、積雪寒冷地等の気象・地形の特性に応ずる作戦・戦闘に関する事項等を内容とするもの

新たに作成又は改正する教範類の体系



※ 新たに作成又は改正する教範類は、規準となる教範類及びその他の教範類からなる。

- 1 規準となる教範類 規準教範及び中核教範類をいう。
  - (1) 規準教範 軍事理論、制度、組織等の規範的事項、指揮及び運用の基本的考え方等、陸上自衛隊の運用の規範・原則的事項について記述したものをいう。
  - (2) 中核教範類 中核教範及び中核訓練資料をいう。
    - ア 中核教範 作戦・戦闘、指揮幕僚活動及び想定する脅威対象に関連する中核的な教範として、作戦レベル及び戦術レベルの運用・手順等について記述したものをいう。
    - イ 中核訓練資料 中核教範に準ずる教育訓練の資料をいう。
- 2 その他の教範類 規準となる教範類を除く訓練資料をいい、規準となる教範類の内容を補足する教範に準ずる教育訓練の資料をいう。

※ 新たに作成又は改正する教範類の体系に基づく教範類が作成されるまでの間、現行教範類の体系は、別紙第1によるものとする。

## 新たに作成又は改正する教範類の階層及び内容

階 層	内 容
陸自運用の規範・ 原則的事項	軍事理論、制度、組織等の規範的事項、指揮及び運用の基本的考え方等、陸上自衛隊の運用の規範・原則的事項
陸上総隊、方面隊 が実施する主として 作戦レベルの運用・ 手順等	<p>1 作戦・戦闘、指揮幕僚活動及び想定する脅威対象に関する中核的な教範類として、作戦の基本的考え方を基に、作戦を主宰する陸上総隊、方面隊等が実行する主として作戦レベルの運用・手順等に係る事項</p> <p>2 作戦の基本的考え方を基に、作戦基本部隊等が実行する作戦レベルから戦術レベルの運用・手順等に係る事項</p>
作戦基本部隊が実 施する作戦レベルか ら戦術レベルの運 用・手順等	<p>1 作戦・戦闘、指揮幕僚活動及び想定する脅威対象に関する中核的な教範類として、作戦の基本的考え方を基に、作戦基本部隊等が実行する主として戦術レベルの運用・手順等に係る事項</p> <p>2 作戦の基本的考え方を基に、作戦基本部隊等が実行する作戦レベルから戦術レベルの運用・手順等に係る事項</p>
連隊以下の職種部 隊の戦い方・戦法等	作戦の基本的考え方を基に、連隊等以下の職種部隊が実行する戦い方・戦法等に係る事項

別紙第5（第14条関係）

教範類審議委員会、訓練資料審議委員会及び分科会の委員

1 陸上幕僚監部委員

区分	規準教範の委員会	その他の委員会及び分科会
委員	監理部総務課長 人事教育部人事教育計画課長  運用支援・訓練部運用支援課長 運用支援・訓練部訓練課長 防衛部防衛課長 指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長 指揮通信システム・情報部情報課長  装備計画部装備計画課長 衛生部企画室長 総括副監察官 副法務官 警務管理官総括班長 その他陸上幕僚長の指名する者	監理部総務課企画班長 人事教育部人事教育計画課企画班長 人事教育部人事教育計画課教育室長 運用支援・訓練部運用支援課企画班長 運用支援・訓練部訓練課総括班長 防衛部防衛課防衛班長 指揮通信システム・情報部指揮通信システム課企画班長 指揮通信システム・情報部情報課総合情報班長 指揮通信システム・情報部情報課情報保全室長 装備計画部装備計画課後方計画班長 衛生部長の指名する者 監察官の指名する者 法務官総括班長 警務管理官の指名する者 その他陸上幕僚長の指名する者
備考	教範の定義あるいは教範体系等の教範整備に関する重要な審議を必要とする場合、陸上幕僚長が示す事項について審議することができる。	

2 教育訓練研究本部委員

教育訓練研究本部長の指名する者

3 起草機関（教育訓練研究本部を除く。）の委員

(1) 教範類審議委員会（委員会）

ア 委員会

起草機関の長

イ 分科会

起草機関の長の指名する者

(2) 訓練資料審議委員会

起草機関の長の指名する者

4 その他委員長の指名する者

別表（第4条関係）

## 1 起草担任区分、作成区分及び教範類の番号

分類			教範類の 分類番号	起草担任	作成者	
					教 範	訓練資料
野外令			1-00-00	教育訓練研究 本部	陸上幕 僚長	教育訓練研究本部 長及び教育訓練研 究本部長の承認を 得た起草機関の長
指揮幕僚業務教範類			2-00-00	教育訓練研究 本部（科諸元 については、 関係起草機 関）		
部 隊 別 教 範 類	諸 職 種 連 合 部 隊 等 教 範 類	諸職種連合部 隊	3-01-01	教育訓練研究 本部空挺教育 隊（空挺部 隊）水陸機動 教育隊（水陸 両用部隊）、富 士学校、武器 学校、別を示 す起草機関等	教育訓練研究本部 長の承認を得た起 草機関の長	
		後方支援部隊	3-01-02			
		その他の部隊	3-01-03			
	職 種 部 隊 教 範 類	普通科関係	3-02-01	富士学校、水陸 機動教育隊 （水陸両用部 隊）		
		機甲科関係	3-02-02			
		野戦特科関係	3-02-03			
		高射特科関係	3-02-04	高射学校		
		航空科関係	3-02-05	航空学校		
		施設科関係	3-02-06	施設学校		
		システム通信 科関係	3-02-07	システム通 信・サイバー 学校		
武器科関係		3-02-08	武器学校			
需品科関係		3-02-09	需品学校			
輸送科関係	3-02-10	輸送学校				
警務科関係	3-02-11	小平学校				

		会計科関係	3-02-12		
		衛生科関係	3-02-13	衛生学校	
		化学科関係	3-02-14	化学学校	
		音楽科関係	3-02-15	中央音楽隊	
		情報科関係	3-02-16	情報学校	
	共通隊員 教範類	統率関係	3-03-01	教育訓練研究 本部	
		基本教練	3-03-02		
		基本武器	3-03-03	富士学校 高射学校	
		部隊別関係	3-03-04	付表第1によ るほか別に示 す起草機関等	
		機能別関係	3-03-05		
		作戦別関係	3-03-06		
	職種隊員 教範類	普通科関係	3-04-01	富士学校、水陸 機動教育隊 (水陸両用関 係)	
		機甲科関係	3-04-02		
		野戦特科関係	3-04-03		
		高射特科関係	3-04-04	高射学校	
		航空科関係	3-04-05	航空学校	
		施設科関係	3-04-06	施設学校	
		システム通信 科関係	3-04-07	システム通 信・サイバー 学校	
		武器科関係	3-04-08	武器学校	
		需品科関係	3-04-09	需品学校	
		輸送科関係	3-04-10	輸送学校	
		警務科関係	3-04-11	小平学校	
		会計科関係	3-04-12		
		衛生科関係	3-04-13	衛生学校	
		化学科関係	3-04-14	化学学校	
		音楽科関係	3-04-15	中央音楽隊	
		情報科関係	3-04-16	情報学校	
機能別 教範	情報関係		4-01-01	情報学校	教育訓練研究本部 長及び教育訓練研 究本部長の承認を 得た起草機関の長
	兵站関係		4-02-01	武器学校	
	衛生関係		4-03-01	衛生学校	
	人事関係		4-04-01	小平学校	

範 類	通信関係	4-05-01	システム通 信・サイバー 学校		
	民事関係	4-06-01	教育訓練研究 本部		
	広報関係	4-07-01	小平学校		
	会計関係	4-08-01			
	法務関係	4-09-01	小平学校		
	教育訓練関係	4-10-01	教育訓練研究 本部		
	その他	4-11-01	教育訓練研究 本部及び別に 示す起草機関 等		
作 戦 別 教 範 類	陸上防衛作戦	5-01-01	付表第2によ るほか別に示 す起草機関等		
	作戦・戦闘に連携す る行動	5-02-01			
	各種脅威を対象とす る作戦・戦闘	5-03-01			
	気象・地形の特性に 応ずる作戦・戦闘	5-04-01			
	その他	5-05-01			

備考：1 教範類の番号には、本表に示す教範類の分類番号のほか、教範類ごとの一連番号、制定年度及び改正番号を付する。

2 各起草機関は、他の起草機関に教範類の一部の起草を依頼することができる。

## 2 新たに作成又は改正する教範類の起草担任区分、作成区分及び教範類の番号

### (1) 陸自運用の規範・原則的事項

分 類		教範類の 分類番号	起草担任	作成者
規準教 範	「陸上自衛隊」、「陸上 自衛隊の運用」	1-00-00	教育訓練研究本 部	陸上幕僚長

### (2) 陸上総隊及び方面隊が実施する主として作戦レベルの運用、手順等

分 類		教範類の 分類番号	起草担任	作成者
-----	--	--------------	------	-----

中核教範類	作戦別教範類「領域横断作戦」	5-01-01	教育訓練研究本部	陸上幕僚長
	機能別教範類「演習対抗部隊」	4-01-01		教育訓練研究本部長
	指揮幕僚業務教範類「指揮幕僚活動（作戦術）」	2-00-00		教育訓練研究本部長
その他の教範類	教育訓練研究本部長の定めるところによる。			教育訓練研究本部長

(3) 作戦基本部隊が実施する作戦レベルから戦術レベルの運用、手順等

分類		教範類の分類番号	起草担任	作成者
中核教範類	作戦別教範類「作戦基本部隊」	5-01-02	教育訓練研究本部長	陸上幕僚長
	指揮幕僚業務教範類「指揮幕僚活動（戦術）」	2-00-00		教育訓練研究本部長
その他の教範類	教育訓練研究本部長の定めるところによる。			教育訓練研究本部長

(4) 連隊等以下の職種部隊の戦い方・戦法等  
教育訓練研究本部長の定めるところによる。

付表第 1

	該当する教範類	起草機関	
部隊別関係	冬季戦技に関するもの	冬季戦技教育隊	
	楽器に関するもの	中央音楽隊	
	格闘に関するもの	自衛隊体育学校	
	各個の戦闘訓練に関するもの	富士学校	
	山岳登山に関するもの		
	野外勤務に関するもの		
	小火器射撃管理に関するもの		
	レンジャーに関するもの		
	装軌車操縦に関するもの		
	オートバイに関するもの		
	築城に関するもの		施設学校
	施設偵察に関するもの		
	偽装に関するもの		
	水防作業に関するもの		
	通信・指揮システムに関するもの	システム通信・サイバー学校、富士学校	
	弾薬に関するもの	武器学校	
	不発弾の処理に関するもの		
	射撃原理に関するもの		
	車両部隊の行動に関するもの	輸送学校	
	自動車操縦に関するもの		
	無人偵察機に関するもの	情報学校、富士学校	
	特殊武器防護に関するもの	化学学校	
	焼夷・対焼夷に関するもの		
	発煙に関するもの		
	化学火工品に関するもの		
	部隊符号に関するもの	教育訓練研究本部	
	用語に関するもの		
機能別関係	体育に関するもの	自衛隊体育学校	
	空包射撃に関するもの	富士学校	
	野外通信に関するもの	システム通信・サイバー学校	
	給食、給油、給水等に関するもの	需品学校	
	天幕等需品器材の取扱いに関するもの		
	地図に関するもの	情報学校	
	航空写真判読に関するもの		
	沿岸監視に関するもの		
救急法・野外衛生に関するもの	衛生学校		
作戦別関係	落下傘降投下に関するもの	空挺教育隊	
	特殊武器防護に関するもの	化学学校	
	発煙に関するもの		

	国際平和協力活動に関するもの	国際活動教育隊
--	----------------	---------

付表第2

該当する教範類		起草機関
陸上防衛作戦	対着上陸作戦に関するもの	教育訓練研究本部
	離島の作戦に関するもの	
	対ゲリラ・コマンドウ作戦に関するもの	
作戦・戦闘に連携する行動	水陸両用作戦に関するもの	水陸機動教育隊
	空中機動作戦に関するもの	教育訓練研究本部
	ヘリボン基礎 <sup>*</sup> に関するもの	富士学校
	遊撃行動に関するもの	
	障害行動に関するもの	
	拒否行動に関するもの	
	欺騙行動に関するもの	教育訓練研究本部
情報作戦に関するもの		
各種脅威を対象とする作戦・戦闘	対空作戦に関するもの	高射学校
	対空挺戦に関するもの	富士学校
	対ヘリボン戦に関するもの	
	電子戦又は電磁波作戦に関するもの	システム通信・サイバー学校
	サイバー戦に関するもの	
	対特殊武器戦に関するもの	化学学校
	対遊撃戦に関するもの	富士学校
	心理戦に関するもの	教育訓練研究本部
気象・地形の特性に応ずる作戦・戦闘	隘路の戦闘に関するもの	富士学校
	山地の戦闘に関するもの	
	河川の戦闘に関するもの	
	森林の戦闘に関するもの	
	市街地の戦闘に関するもの	
	積雪寒冷地の戦闘に関するもの	
その他	教育訓練研究本部	

備考：※ 「ヘリボン基礎」とは、ヘリボン行動のうち、搭載・卸下、特殊卸下・搭乗、誘導の技術的事項等をいう。